

受付番号

※

※の欄は記入しないでください。

## 実務経験（見込）証明書

学校法人 北杜学園

仙台医療福祉専門学校校長 殿

フリガナ				生 年 月 日
氏 名				年 月 日生
職種コード、施設種類、職種は別紙を確認して記載してください				
職種 コード		施設種類		職種
<p>【チェック欄】</p> <p><input type="checkbox"/> 裏面1、2に該当することを確認のうえ、(1)、(2)のいずれかにご記入ください。</p> <p>(1) 現在勤務している方</p> <p>上記の者は、 _____年 _____月 _____日から当施設・機関において勤務し、 精神保健福祉に関する相談援助業務を行っていることを証明します。</p> <p>(2) 現在勤務している方(2025年4月30日以前に退職予定の方)、過去に勤務していた方</p> <p>上記の者は、 _____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで 当施設・機関において勤務し、精神保健福祉に関する相談援助業務を行う見込みである または<u>行っていた</u>ことを証明します。</p> <p style="text-align: right;">_____年 _____月 _____日</p> <p style="text-align: center;">〒 _____</p> <p>所 在 地 _____</p> <p>電 話 番 号 _____ ( _____ )</p> <p>施 設・機 関 名 _____</p> <p>施設・機関代表者 _____ (役職名・氏名) <span style="float: right;">㊟</span></p>				

- この書類は出願者の実務経験を施設等が証明するための書類です。
- 黒のボールペン等を用い、楷書で記入してください。訂正する場合は、二重線を引き、公印で訂正印を押してください。
- 施設種類及び職種、職種コードは別紙「実務経験の対象となる施設・事業・職種について」(本課程HP(<https://mhsw.sif.ac.jp/>))にも掲載を参照のうえ、記入してください。施設種類名、職種名は法令等に記されたものと一致することが必要です。  
施設長・機関代表者記入欄の印には公印を捺印してください。
- 上記記載内容は、「実務経験(見込)申告書」の記載内容と一致する必要があります。
- 上記にて証明された勤務期間に見込みの期間が含まれている場合は、見込み期間終了後、改めて実務経験証明書を提出してください。

【提出締切日 2025年5月30日(金)】

実務経験として認められるのは、別紙※に記載の施設(事業)種類、職種において、以下の1、2の要件を満たして勤務している(していた)場合です。

※別紙の内容は、本課程HP (<https://mhsw.sif.ac.jp/>)でも確認いただけます。

以下1、2に該当することを確認のうえ、表面の【チェック欄】に☑を入れてください。

1. 精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行なうことであることから、実務経験については、次の①～⑤に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することを要件とする。

(精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について(平成14年5月20日障精発 0520001号)別添)

①精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

②精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導

③精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練

④精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めするなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援

⑤援助を行なうための関係者との連絡、調整等

- ・ケースカンファレンス等の会議への出席
- ・ケース記録等の関係書類の整理
- ・職員間の申し送り、連絡、調整
- ・関係機関との連絡、調整

なお、病棟における食事の介助や入浴の介助等の看護業務は、実務経験としては認められない。

(注意) 児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

2. 精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、別紙に記載の施設・事業・職種として当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤(労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。)に従事した期間を通算して計算するものとする。

(指定施設における業務の範囲等について(平成23年8月5日障発0805第4号))